



(地 I 33)

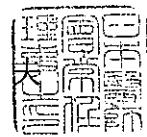
平成 20 年 5 月 22 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

内田 健



診療科名・医療機関名に関する Q & A について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標榜診療科名の改正につきましては、数次にわたりご連絡しておりますが、新制度のスタートに伴い、地域において多少の混乱が生じている旨聞き及んでおります。

今般、本会では、診療科名や医療機関名について、疑問・誤解が生じている事項についてQ & Aを作成いたしました。今後も、必要に応じて適宜追加等を行っていく予定です。

なお、本内容は、厚生労働省も承知しているものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会並びに会員への周知方につき、ご高配賜りますようよろしくお願ひいたします。

なお、本内容は、近日中に本会ホームページにも掲載する予定です。

Q	A
Q1	A1
Q2	A2
Q3	A3
Q4	A4
Q5	A5
Q6	A6
Q7	A7
Q8	A8
Q9	A9
Q10	A10
Q11	A11
Q12	A12
Q13	A13
Q14	A14
Q15	A15
Q16	A16
Q17	A17
Q18	A18
Q19	A19
Q20	A20
Q21	A21
Q22	A22
Q23	A23
Q24	A24
Q25	A25
Q26	A26
Q27	A27
Q28	A28
Q29	A29
Q30	A30
Q31	A31
Q32	A32
Q33	A33
Q34	A34
Q35	A35
Q36	A36
Q37	A37
Q38	A38
Q39	A39
Q40	A40
Q41	A41
Q42	A42
Q43	A43
Q44	A44
Q45	A45
Q46	A46
Q47	A47
Q48	A48
Q49	A49
Q50	A50
Q51	A51
Q52	A52
Q53	A53
Q54	A54
Q55	A55
Q56	A56
Q57	A57
Q58	A58
Q59	A59
Q60	A60
Q61	A61
Q62	A62
Q63	A63
Q64	A64
Q65	A65
Q66	A66
Q67	A67
Q68	A68
Q69	A69
Q70	A70
Q71	A71
Q72	A72
Q73	A73
Q74	A74
Q75	A75
Q76	A76
Q77	A77
Q78	A78
Q79	A79
Q80	A80
Q81	A81
Q82	A82
Q83	A83
Q84	A84
Q85	A85
Q86	A86
Q87	A87
Q88	A88
Q89	A89
Q90	A90
Q91	A91
Q92	A92
Q93	A93
Q94	A94
Q95	A95
Q96	A96
Q97	A97
Q98	A98
Q99	A99
Q100	A100
Q101	A101
Q102	A102
Q103	A103
Q104	A104
Q105	A105
Q106	A106
Q107	A107
Q108	A108
Q109	A109
Q110	A110
Q111	A111
Q112	A112
Q113	A113
Q114	A114
Q115	A115
Q116	A116
Q117	A117
Q118	A118
Q119	A119
Q120	A120
Q121	A121
Q122	A122
Q123	A123
Q124	A124
Q125	A125
Q126	A126
Q127	A127
Q128	A128
Q129	A129
Q130	A130
Q131	A131
Q132	A132
Q133	A133
Q134	A134
Q135	A135
Q136	A136
Q137	A137
Q138	A138
Q139	A139
Q140	A140
Q141	A141
Q142	A142
Q143	A143
Q144	A144
Q145	A145
Q146	A146
Q147	A147
Q148	A148
Q149	A149
Q150	A150
Q151	A151
Q152	A152
Q153	A153
Q154	A154
Q155	A155
Q156	A156
Q157	A157
Q158	A158
Q159	A159
Q160	A160
Q161	A161
Q162	A162
Q163	A163
Q164	A164
Q165	A165
Q166	A166
Q167	A167
Q168	A168
Q169	A169
Q170	A170
Q171	A171
Q172	A172
Q173	A173
Q174	A174
Q175	A175
Q176	A176
Q177	A177
Q178	A178
Q179	A179
Q180	A180
Q181	A181
Q182	A182
Q183	A183
Q184	A184
Q185	A185
Q186	A186
Q187	A187
Q188	A188
Q189	A189
Q190	A190
Q191	A191
Q192	A192
Q193	A193
Q194	A194
Q195	A195
Q196	A196
Q197	A197
Q198	A198
Q199	A199
Q200	A200

診療科名・医療機関名に関するQ&A

日本医師会
平成20年5月21日

以下のQ&Aについては、厚生労働省も承知しているものです。

Q1

診療科名は2つしか標榜できなくなるのか。

いいえ。従来通り、自由標榜制は堅持されています。広告する診療科名の数に制限はありません。

厚労省通知では、広告の表示について、医師一人につき「主たる診療科名」を原則2つ以内とし、「主たる診療科名」を大きく表示するなど、他の診療科名と区別して表記することが「望ましい」とされているものです。なお、罰則はありません。

Q2

新たに広告することができなくなった診療科名を、現在届け出ている場合、直ちに新しい診療科名への変更届を出さなければならないのか。

いいえ。経過措置がありますので、看板を換える場合や新たに広告するまで、変更届を提出する必要はありません。

Q3

医療機関がホームページの更新を行った場合、「看板の書き換えや新たに広告する場合」に該当するのか。

いいえ。インターネット上のホームページは、患者等が病院等の情報を得ようと自らアクセスするものであり、現在のところ、情報提供や広報として扱われ、原則広告とは見なさないとされています。したがって、ホームページの更新を行ったからといって、新たな診療科名に変更するための行政手続をしなければならないということはありません。

Q4

以前からタウンページに広告を載せており、「更新契約」をしているが、その場合も①新しい診療科名にしなければならないのか。それに伴って、②看板や他の広告、診察券なども変更しなければならないのか。

① はい。平成20年4月以降に新たに契約する場合は（「更新契約」という形であっても）、新しい診療科名で行う必要があります。なお、平成20年4月より前に既に契約したものについては、実際の広告掲載時期が4月以降であっても、従来の診療科名で構いません。

- ② いいえ。看板や他の広告は、それぞれ新たに換えるまでそのままで構いません。同じ医療機関の広告であっても、過渡的に旧診療科名と新診療科名が混在することもあります。診察券は広告には該当しませんので修正する必要はありませんが、今あるものが無くなった場合には、新しい診療科名に統一していただいた方がよいと思われます。

Q5

診療時間の変更など、看板の一部分を修正する場合も、新たな診療科名に変更しなければならないのか。

いいえ。看板の部分修正であれば、新たな診療科名に変更しなくても構いません。医療機関の判断により、機会を捉えて、新しい診療科名に変更することが望ましいと思われます。

Q6

新たにパンフレットや病院誌などを発行する場合も、新たな診療科名に変更しなければならないのか。

- 来院患者を対象として院内に置くものであれば広告には当たりませんので、これらを新規に発行したからといって、新たな診療科名に変更しなければならないということはありません。
- 来院患者だけでなく、ダイレクトメール等で不特定多数に配るものであれば広告に該当するため、新たな診療科名に変更するための行政手続が必要です。

Q7

医療機関名に、新たに広告することができなくなった診療科名を含む場合（例えば「〇〇胃腸科医院」）、今後新たに広告する場合は、医療機関名まで変更しなければならないのか。

- いいえ。医療機関名を変更する必要はありません。診療科名のみ新制度に対応すれば問題ありません。
- 新たに開業する場合や、既存の医療機関でも名称変更する場合は、旧診療科名を医療機関名に含めることはできないものと思われます。なお、治療方法、部位、診療対象者など法令及びガイドライン等で広告可能とされたものについては、医療機関名としても使用可能です。

Q8

診療科名を変更する場合、医療法上届出が必要とのことだが、具体的にどのようにすればよいのか。

医療法上、都道府県知事※宛に医療法第七条及び第八条に基づく開設許可等の事項の変更の届出が必要です。この他にも、医療機能情報提供制度にかかる変更の報告等が必要です。

※診療所の場合、保健所設置市の場合は市長、特別区の場合は区長

Q9

新たに広告を出す場合、新たな診療科名にしなければならないが、変更届は広告契約時にすぐに出さなければならないのか。

いいえ。医療法施行令第四条では、10日以内に都道府県知事*に届け出なければならないとされていますが、広告に伴う診療科名の変更であれば、遅くとも広告掲載日から10日以内までの間に届け出ればよいものと考えます。

*診療所の場合、保健所設置市の場合は市長、特別区の場合は区長